

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

水と緑 人と文化を未来につなぐ 賑わいの『杜市』真庭づくり計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県  
真庭市

## 3. 地域再生計画の区域

真庭市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

真庭市は、岡山県北部で中国山地のほぼ中央部に位置し、総面積 828 平方<sup>キ</sup>。と広大な面積を有しており、うち 8 割弱を山林が占めている中山間地域である。

本市の産業別就業人口（H17 年国勢調査による）をみると、第 2 次産業、第 3 次産業従事者が併せて 86% と大半を占めるが、第 1 次産業に従事する零細な兼業農林家も多い。少子高齢化・過疎化が進み、農林業の担い手不足による耕作放棄された農地や手入れの行き届かない山林が増加し、集落人口の減少とともに地域の大きな課題となっている。

同時に、全国的に景気低迷が続く中で、企業の倒産や事業規模縮小が相次ぎ、全国平均以上に雇用状況が悪化し、津山公共職業安定所管内の有効求人倍率は平成 21 年 12 月末で、0.44（岡山県平均 0.58）となっており、雇用情勢の改善が急がれている。

このような状況の中で、本市では「観光回廊 真庭」をスローガンに掲げ、蒜山高原、湯原温泉、勝山町並み保存地区、醍醐桜など県内有数の観光資源を点から線へ、線から面へと回廊として結ぶ観光ルートの普及・PR を促進している。また、観光と農林業、商工業の連携による官民一体となった仕組みづくりによる新たな産業観光の創出に併せ、広域的なイベントの開催や農林業等の体験型観光の推進、自然の中で楽しむ各種アウトドアスポーツやレクリエーションに係る既存施設の有効活用等により、多くのリピーターを引きつけることができる通年型・滞在型の観光地づくりに取り組んでいる。

このような事業展開にあたっては、市内各地の観光交流施設のアクセスルー

ト及び幹線道路網の整備に合わせて一体的に地域住民にとって身近な生活道路の改良が急務であり安心して安全に生活できる環境を整備する必要がある。

次に、県内有数の林業地域である本エリアにおいては、緑豊かな森林に囲まれた生活環境の構築と森林を基軸とした中山間地域の定住基盤づくりが求められており、森林整備や伐倒木の搬出の基盤となる骨格的な林道の整備が必要となっている。地域資源の一つである木材を有効に利用するための流通拠点の形成を促進し、併せて資源循環型社会の実現に資するための木質バイオマスの複合活用<sup>1)</sup>の先進地域を目指すとともに、木質産業クラスター（集積）の形成に向け、関連する企業・組合と連携し官民一体となって新たな産業創出に向けた人材育成や研究・開発を推進し、地域経済の成長・発展と雇用機会の確保・拡大を図っている。

さらに、企業誘致への助成制度や既存企業への各種融資制度、起業及び空き店舗活用への助成制度などを設けて支援を行うことで商工業振興、雇用確保を図っており、併せて観光分野を地域重点分野としたパッケージ事業（厚生労働省）に取り組むことで、商工業・観光の振興、人材育成による雇用の拡大を目指している。

このため、恵まれた地域資源を活かした地域内外の交流及び地元の生活基盤や木材搬出等を担う回廊軸に位置する市道、林道を地域で一体的に整備することによる交通の円滑化により都市農村交流を促進させるとともに、交流人口の増大による商工業・観光産業の振興を雇用拡大に結びつけ、ひいては本市の産業の再生・地域の活性化・定住環境の整備を促し、緑あふれる町に住み活力ある『杜市<sup>2)</sup>』づくりを目指すこととする。

1) 木質バイオマスの複合活用：バイオマスエネルギーを利用した温水プールの建設、ペレットストーブの各公共施設への設置等。その他、民間企業による開発、研究。

2) 杜市：杜（と）は、（もり）＝森とも読み、豊かな森林資源を表します。また、地域が固くまとまることを意味します。一方、市（し）は、にぎやかな町や市場を表し、大勢の人が集まることを意味します。

### （目標 1）安全・安心な生活道の確保→3箇所（市道）

平成17年度～平成21年度の「豊かな自然と地域資源を活かした人と環境にやさしい『杜市』づくり計画」において、道路幅員が極めて狭く、普通自動車の対抗すら困難で住民の日常生活に大きな負担を与えている交通障害箇所の解消を14箇所行い（目標14箇所）、地域の定住環境の改善を目指し、さらに都市農村交流を促進させることで中山間地域の定住基盤整備づくりが行われているところである。本計画では、さらに今まで整備では行き届かなかった地域

に密着した生活道路の整備により住民が安心・安全に暮らし、地域の均衡ある発展を図るため3箇所交通障害箇所の整備を行う。

## (目標2) 自然環境の保全と林業の振興

### (利用区域内の森林施業面積の5%増加)

平成17年度～平成21年度において、間伐等森林整備や伐倒木の搬出等の基盤となる5路線の林道開設及び整備をしたことにより、利用区域内の森林施業を38ha実施してきたところである。

今回の計画では、今まで実施してきた森林施業に加え、さらに地域資源である木材を有効に活用した木質バイオマス複合活用の拡大や木質産業クラスター形成による木材産業の強化・促進による地域産材の需要拡大を見据え、木材の主要生産地を通る林道2路線の開設及び1路線の整備を行い、間伐等森林整備に伴う用材木搬出などの効率化を図り、平成22年度～平成26年度において森林施業面積を40haに拡大することを目指す。

## (目標3) 雇用機会の増大

真庭市は低迷する経済情勢の中、誘客500万人と観光産業の振興による雇用の創出を目指している。観光業を中心とした各事業所、関連団体等のもとより、求職者に対してのスキルアップを行い、各分野が連携して観光資源の魅力アップを図ることにより、新たな雇用の創出を目指し、雇用の創造、若者の定住化、雇用機会の拡大を図る。

市内事業所での雇用者数増

- ①1年度目 25人(常勤11人、常勤以外11人、創業者 3人)
- ②2年度目 35人(常勤18人、常勤以外11人、創業者 6人)
- ③3年度目 42人(常勤23人、常勤以外11人、創業者 8人)
- 合計 102人(常勤52人、常勤以外33人、創業者17人)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

真庭市では、現在実施中である市道および林道の整備を継続して行い、高齢者、通学児童等にとって安全、安心の生活環境及び地域定住環境の改善、地域の一体性を確保するとともに、観光施設や木材市場、市内に5カ所ある高速ICへのアクセス向上を図り、観光及び農林業の連携を進め地域の発展・活性化・自立の促進を図るものである。

また、真庭市地域雇用創造協議会が主体となり、地域雇用情勢の改善を目的とした「地域雇用創造推進事業」に取り組み、事業者向けには雇用拡大に資する研修や求職者向けには人材育成研修、求職者への情報収集や提供を行う就職サポート事業を行う。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### ○道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係わる手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道                    市道高鶴部境線（S60.3.18 道路認定）  
    〃                            市道西原下見線（S59.3.21 道路認定）  
    〃                            市道草加部線（S56.3.24 道路認定）
- ・林道                        森林法に基づく旭川森林計画(平成21年4月1日樹立)に  
                                    路線を記載。  
                                    作備線、作西線、川上1号線

### [施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・市道（真庭市）            真庭市
- ・林道（真庭市）            岡山県、真庭市

### [事業期間]

- ・市道（平成22～25年度）、林道（平成22～26年度）

### [整備量及び総事業費]

- ・整備量                    市道 1.3 km、林道 4.4 km
- ・総事業費                1,545,700 千円（うち交付金 772,850 千円）
  - 市道                        840,000 千円（うち交付金 420,000 千円）
  - 林道                        705,700 千円（うち交付金 352,850 千円）

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 支援措置を受けて行う取組み

#### 1) 地域雇用創造推進事業【B0902】

##### ①事業の実施主体

真庭市地域雇用創造協議会

##### ②事業内容

実施しようとする事業の内容

- I 雇用拡大メニュー
  - ・観光資源魅力アップ事業
  - ・魅力ある特産品開発支援事業
- II 人材育成メニュー
  - ・観光産業人材育成事業
  - ・魅力ある特産品開発人材育成事業
  - ・創業支援事業
- III 就職促進メニュー
  - ・就職サポート事業

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組み

#### 1) バイオマス利活用の推進（真庭バイオマスタウン構想）

（事業主体 真庭市）

本地域の基幹産業である林業木材産業から発生する木質バイオマスの有効活用を中心に廃棄物系バイオマス 90%以上、未利用系バイオマス 40%への近接を目標に利活用の推進を図っている。本市は、バイオマスのエネルギー及びマテリアル利用の推進を図り、接続可能な循環型社会の形成を目指す。

#### 2) まちづくり交付金の活用（北房地区）

（事業主体 真庭市）

都市再生整備計画に基づいたまちづくり交付金事業により、都市部の道路整備及び観光施設の整備をすることにより観光客の増進を図る。さらに道整備交付金により道路を整備することで都市部を拠点とした中山間地域への交流ネットワークを形成し、交流人口の増加を目指す。

## 6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

## 7. 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地元住民により目標達成状況の評価、改善及び事業の再検討を行うことにより、今後の諸事業に反映させる。

**8. その他地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

「該当なし」